

佐賀県規則第29号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
 (佐賀県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第1条 佐賀県漁港管理条例施行規則(昭和48年佐賀県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(危険物等の種類)</p> <p>第3条 条例第5条第3項の規定による危険物等の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号) <u>第4条</u>に規定する食品又は添加物</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項までに規定する感染症、<u>同条第6項</u>に規定する感染症のうち同法第7条に規定する政令により当該感染症について同法第29条の規定が準用されるもの及び同法<u>第6条第7項</u>に規定する感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのある物</p> <p>(許可申請書等の様式)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国際航海に従事する船舶については、別記様式第8号に代えて、<u>漁港漁場整備法施行規則(昭和26年農林省令第47号)第8条の2</u>に規定する様式によるものとする。</p>	<p>(危険物等の種類)</p> <p>第3条 条例第5条第3項の規定による危険物等の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号) <u>第6条</u>に規定する食品又は添加物</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項までに規定する感染症、<u>同条第8項</u>に規定する感染症のうち同法第44条の9に規定する政令により当該感染症について同法第29条の規定が準用されるもの及び同法<u>第6条第9項</u>に規定する感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのある物</p> <p>(許可申請書等の様式)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国際航海に従事する船舶については、別記様式第8号に代えて、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第47号)第17条</u>に規定する様式によるものとする。</p>

(佐賀県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第2条 佐賀県立自然公園条例施行規則(昭和49年佐賀県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第14条 条例第14条第10項第3号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(11)～(31) 略</p> <p>(32) <u>漁港漁場整備法</u>第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(33)～(41) 略</p> <p>(42) <u>漁港漁場整備法</u>第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>(42)の2～(46) 略</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第14条 条例第14条第10項第3号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(11)～(31) 略</p> <p>(32) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(33)～(41) 略</p> <p>(42) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>(42)の2～(46) 略</p>

(佐賀県漁港漁場整備法施行細則の一部改正)

第3条 佐賀県漁港漁場整備法施行細則（昭和59年佐賀県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<u>佐賀県漁港漁場整備法施行細則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、 <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号。以下「法」という。) の施行に関し、他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	<u>佐賀県漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第137号。以下「法」という。) の施行に関し、他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

様式第1号及び様式第3号から様式第6号までの規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。
 (国有財産法に基づく一般海域の使用又は収益の許可に関する規則の一部改正)

第4条 国有財産法に基づく一般海域の使用又は収益の許可に関する規則 (平成13年佐賀県規則第59号) の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において「一般海域」とは、次に掲げる区域以外の海域をいう。 (1) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号) 第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域 (2)・(3) 略	(定義) 第2条 この規則において「一般海域」とは、次に掲げる区域以外の海域をいう。 (1) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第137号) 第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域 (2)・(3) 略

(佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則 (平成15年佐賀県規則第11号) の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(特別地区内の行為の許可基準) 第36条 条例第50条第6項の規定で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 工作物の新築	(特別地区内の行為の許可基準) 第36条 条例第50条第6項の規定で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 工作物の新築

改正前	改正後
<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(カ) 略</p> <p>(キ) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設又は同法第40条の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>(ク)～(メ) 略</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第39条 条例第50条第10項第3号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第50条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第69条第1項後段の規定に</p>	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(カ) 略</p> <p>(キ) 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設又は同法第66条の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>(ク)～(メ) 略</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第39条 条例第50条第10項第3号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第66条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第50条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第69</p>

改正前	改正後
<p>よる協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。</p> <p>カ <u>漁港漁場整備法</u>第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>キ～フ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水等を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>漁港漁場整備法</u>第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水等を排出すること。</p> <p>ク～サ 略</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第52条 条例第56条第2号の規則で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ、知事に届け出たものに限る。)</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>漁港漁場整備法</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設につ</p>	<p>条第1項後段の規定による協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。</p> <p>カ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>キ～フ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水等を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水等を排出すること。</p> <p>ク～サ 略</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第52条 条例第56条第2号の規則で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ、知事に届け出たものに限る。)</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同</p>

改正前	改正後
<p>いては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。) 又は同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。</p> <p>エ <u>漁港漁場整備法</u>第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。</p> <p>オ～フ 略 (管理地区内における許可を要しない行為)</p> <p>第62条 条例第61条第7項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>漁港漁場整備法</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、管理地区が指定された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第61条第3項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第69条第1項の規定による協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。</p> <p>ク <u>漁港漁場整備法</u>第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>ケ・コ 略</p> <p>サ <u>漁港漁場整備法</u>第6条の3第3項に規定する漁港漁場整備</p>	<p>号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。) 又は同法第66条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。</p> <p>エ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。</p> <p>オ～フ 略 (管理地区内における許可を要しない行為)</p> <p>第62条 条例第61条第7項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、管理地区が指定された際現に同法第66条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第61条第3項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第69条第1項の規定による協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。</p> <p>ク <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>ケ・コ 略</p> <p>サ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第6条の3第3項に規</p>

改正前	改正後
<p>長期計画に基づく沿岸漁業に係る漁礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項に規定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>シ～ヤ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水等を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>漁港漁場整備法</u>第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水等を排出すること。</p> <p>ウ～ク 略</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(監視地区内における届出を要しない行為)</p> <p>第65条 条例第62条第5項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>漁港漁場整備法</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、</p>	<p>定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る漁礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項に規定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>シ～ヤ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水等を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水等を排出すること。</p> <p>ウ～ク 略</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(監視地区内における届出を要しない行為)</p> <p>第65条 条例第62条第5項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第3条第1号に掲げる</p>

改正前	改正後
<p>ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、保護区が指定された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第62条第1項の規定による届出をして設置されたもの（条例第69条第3項の規定による通知に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>エ～ケ 略 (2)～(7) 略</p>	<p>施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、保護区が指定された際現に同法第66条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第62条第1項の規定による届出をして設置されたもの（条例第69条第3項の規定による通知に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>エ～ケ 略 (2)～(7) 略</p>

（佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（令和2年佐賀県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（土砂等の埋立て等）</p> <p>第6条 条例第8条第1項第4号の規則で定める土砂等の埋立て等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる法令の規定による許可を受けて行う土砂等の埋立て等</p> <p>ア～ス 略</p> <p>セ <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第39条第1項</p> <p>ソ～チ 略 (2)～(14) 略</p>	<p>（土砂等の埋立て等）</p> <p>第6条 条例第8条第1項第4号の規則で定める土砂等の埋立て等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる法令の規定による許可を受けて行う土砂等の埋立て等</p> <p>ア～ス 略</p> <p>セ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第39条第1項</p> <p>ソ～チ 略 (2)～(14) 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。